

新宿区施設白書

令和8年3月

新宿区

新宿区施設白書

令和8年3月

新宿区

目次

序章 施設白書について

第1節 施設白書作成の背景	7
第2節 新宿区基本構想・総合計画・実行計画	8
第3節 施設白書の内容と構成	10

第1章 新宿区の概要

第1節 区の概況の把握	13
第2節 人口	16
第3節 財政状況	20

第2章 区有施設の現状

第1節 区有施設の概観	31
第2節 類型別実態把握の見方と分析手法	38
第3節 区有施設の類型別実態把握	43
1 行政系施設／庁舎等	44
2 行政系施設／防災関係施設	61
3 行政系施設／区民等利用施設	68
4 市民文化系施設／地域センター	75
5 市民文化系施設／ホール	84
6 福祉施設／高齢者活動・交流施設	91
7 福祉施設／高齢者福祉施設	101
8 福祉施設／障害者福祉施設	107
9 福祉施設／その他福祉施設	111
10 子育て支援施設／保育園	115
11 子育て支援施設／子ども園	124
12 子育て支援施設／幼稚園	133
13 子育て支援施設／児童館等	143
14 学校教育系施設／小学校	154
15 学校教育系施設／中学校	166

16	学校教育系施設／特別支援学校	174
17	社会教育系施設／図書館	177
18	社会教育系施設／博物館・記念館	187
19	社会教育系施設／生涯学習施設	195
20	スポーツ・レクリエーション系施設／スポーツ施設	203
21	スポーツ・レクリエーション系施設／保養施設等	211
22	公営住宅	217
23	貸付施設等	228
24	その他施設	234
第4節 地域別の区有施設配置状況		239
1	四谷地域	240
2	笹笥地域	242
3	榎地域	245
4	若松地域	247
5	大久保地域	250
6	戸塚地域	252
7	落合第一地域	255
8	落合第二地域	257
9	柏木地域	259
10	角筈・区役所地域	261
11	区外	264

第3章 土木インフラの現状


第1節	道路	267
第2節	橋りょう	271
第3節	公園	276

第4章 公共施設等総合管理計画の改定に向けて

第1節	公共施設等総合管理計画に基づく取組	283
第2節	区有施設に係る将来更新費用等の試算	299
第3節	今後の検討に向けて	304

資料編

資料1	区有施設一覧(敷地・建物別)	309
資料2	令和7年度区民意識調査結果(抜粋)	346



序章

施設白書について

第 1 節 施設白書作成の背景

新宿区は、「次世代に負担を残さず、誰もが安全に、快適に利用できる公共サービスの提供と施設の管理を実現する」ことを目指して、平成 28(2016)年度に「新宿区公共施設等総合管理計画」(以下、原則として「総合管理計画」という。)を策定し、区有施設の長寿命化や、更新等を見据えた改修、建替え等を計画的に実施することで財政負担の平準化や軽減に取り組んでいます。

一方で、計画策定以降も社会的要請や行政ニーズを踏まえ、必要な区有施設の整備を行っており、結果として総延床面積は計画策定時から増えている状況にあります。

また、この間、75 歳以上高齢者人口の増加による高齢社会の進展や、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化などに伴い、住民ニーズや行政需要の多様化、複雑化がより一層進んでおり、区有施設を取り巻く環境が大きく変化しています。

そこで、区有施設の現況を見てみると、建物数で 191 棟あり、供用開始後 30 年以上が経過している区有施設の延床面積は 74.4%となっています。これらの施設については、必要な耐震補強工事や修繕工事等を実施していますが、資材単価・労務単価の上昇や建築業界の人手不足等の影響を受けて、近年は建設工事費が高騰している状況下で、大規模な改修による長寿命化や建替えを行うには、相当額の経費が必要となることが想定され、今後、ますます老朽化が進行する施設への対応が大きな課題となります。

こうした社会経済情勢の変化や財政状況、区有施設の現況等を踏まえ、区有施設のあり方や実効性のある区有施設マネジメントについて検討していく必要があることから、区は、今後の総合管理計画の改定に向けて、区有施設の現状やコストを把握し分析するために新たな施設白書を作成します。

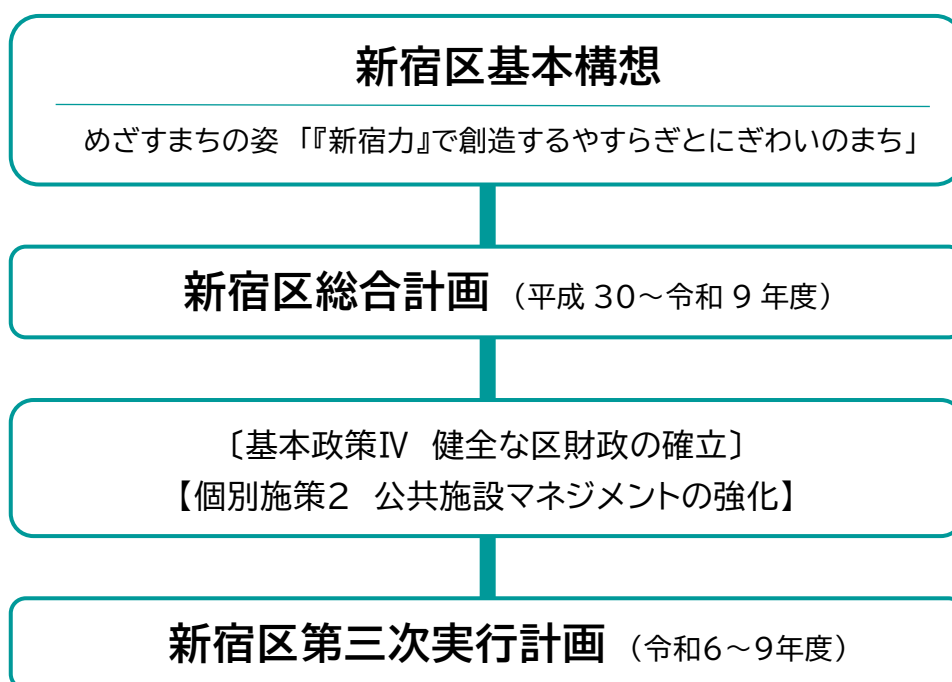
第 2 節 新宿区基本構想・総合計画・実行計画

新宿区は、平成 19(2007)年に策定した「新宿区基本構想」において、『新宿力』で創造するやすらぎとにぎわいのまちをめざすまちの姿として、区の進むべき方向を示すとともに、そのための具体的な施策を定めた「新宿区総合計画」を策定し、社会経済状況の変化への対応や区財政を取り巻く環境の変化などに対応し、すべての区民が心豊かにくらすことができるよう生活を支えとともに、商業、業務、文化、居住機能が集積する魅力ある都市としての強みを活かし、誰もが住み続けたいと思えるまちづくりを推進しています。

なお、「新宿区公共施設等総合管理計画」に関する取組については、総合計画において「公共施設マネジメントの強化」として位置づけた上で、区有施設の更新時期等を捉えて、公共施設等総合管理計画に基づいて個別施設の検討を行い、その検討結果を「実行計画」に反映して着実に進めています。

現在の基本構想を策定してからこれまでの間、少子高齢化の進展とそれに伴う年齢構成のバランスの変化、首都直下地震や南海トラフ地震の切迫性の高まり、気候変動に伴う大型台風や局地的集中豪雨の増加、国内外からの来街者の増加に伴う生活環境への影響、急速なデジタル化の進展など、区や区民を取り巻く環境は大きく変化してきました。こうした状況を踏まえ、区では、長期的な視点でこれからの新宿の道しるべとして、区が目指すべき将来像を明確にするとともに、区民と共有することを目的に、令和 10(2028)年度から始まる新たな基本構想と総合計画を策定します。

また、同時期に改定を予定する公共施設等総合管理計画についても、整合を図りながら改定を進めていきます。



【区有施設の計画保全】

新宿区では、建築基準法に基づく定期点検のほか、区有施設の長寿命化を図るため、予防保全の観点から修繕周期や老朽化度等を総合的に勘案した中長期修繕計画に基づく効果的・効率的な施設の維持保全を行っています。

中長期修繕計画では、建物や設備の現況、劣化度及び緊急度、施設の利用状況等を考慮し、計画的な維持保全に取り組んでいます。工事概要としては、機器更新工事を中心に冷暖房設備工事、外壁や屋上防水などの更新工事を実施しています。

【土木アセットマネジメントシステム】

新宿区では、道路等の計画的な補修と長寿命化対策を行うことを目的として「土木アセットマネジメントシステム」により、土木インフラの計画的な維持・保全に取り組んでいます。また、管理の実行性を上げるため、土木インフラの補修履歴や調査結果を蓄積・評価するためのGISを導入しています。

また、道路については、定期的な路面下空洞調査や路面性状調査等の結果を踏まえたメンテナンスを行っており、橋りょうについては、「橋りょう長寿命化修繕計画(令和6(2024)年3月)」、公園については、「公園施設長寿命化計画(平成30(2018)年9月)」をそれぞれ策定しており、各施設の安全性の向上及び中長期的なコストの平準化を図るため、計画的な維持管理に取り組んでいます。

第3節 施設白書の内容と構成

1 施設白書の内容

施設白書は、区有施設の現状と課題をとりまとめ、総合管理計画の改定の基礎資料として整理したものです。施設白書では、以下の項目について整理や分析をしていきます。

- 区有施設の状況と今後見込まれる大規模改修や更新に要する将来更新経費の算出等による区有施設全体の現状と課題
- 施設類型ごとの老朽化度や配置状況及び利用・運営状況の把握、施設の維持管理・運営経費の把握と評価・分析等による各施設が抱える課題
- 総合管理計画に基づく取組と、基本方針に対する施設の状況と区の実施を踏まえた論点の整理

また、これらの分析等を踏まえ、総合管理計画改定に向けた方向性を提示していきます。

2 施設白書の構成

第1章 新宿区の概要

- 区の概況(概況・地勢、歴史、交通)
- 人口(人口動向、将来推計人口)
- 財政状況

現状分析

第2章 区有施設の現状

- 区有施設の概観(施設数・延床面積、施設整備の経緯)
- 類型別実態把握・分析(概要、老朽化度、配置状況、利用状況・運営状況、コスト状況、コスト比較分析)
- 地域別の区有施設配置状況

第3章 土木インフラの現状

- 道路
- 橋りょう
- 公園

第4章 公共施設等総合管理計画の改定に向けて

- 公共施設等総合管理計画に基づく取組
- 区有施設に係る将来更新費用等の試算
- 今後の検討に向けて



第1章

新宿区の概要

第1節 区の概況の把握

1 区の概況・地勢

(1) 位置・面積

新宿区は東京23区のほぼ中央に位置し、千代田区・港区・文京区・豊島区・中野区・渋谷区にそれぞれ隣接しています。

面積は18.22km²、周囲約29.4km、東西約6.5km、南北約6.3kmで、23区中13番目の広さです。また、人口密度は19,359人/km²で23区中7番目となっています。

(2) 地勢

新宿区は、武蔵野台地の東端に位置し、平坦な部分と、武蔵野台地を刻む谷の部分からなっています。武蔵野台地とは、関東平野西部の荒川と多摩川に挟まれた地域に広がる台地で、今から250万年前までの時代に火山灰の降下、海面の上下変動、地盤の隆起などによって形成されたものです。

また、南から北へ標高が低くなっていく階段状の地形をしています。この階段状の地形は、淀橋台・豊島台・本郷台・低位面の4段に分けられます。淀橋台は、四谷地域から新宿駅周辺に至る標高30～35m以上の一番高い台地面で、豊島台は落合地域周辺と大久保から牛込にかけてみられる標高20～25mくらいの台地です。新宿区は、主にこの二つの台地と、それらに挟まれて東中野から早稲田付近まで東西に伸びる10m程度の低地面からなっています。この低地面に沿って神田川、妙正寺川及び外濠などの水辺が、新宿区の外周を沿うように取り巻いています。

淀橋台地と豊島台地は、主に洪積層からなり、比較的古い時代に堆積したことから、安定した地盤だといわれています。中でも柏木地域から西新宿にかけての地域は、東京層と呼ばれる地耐力の大きい層で、西新宿の超高層ビル群を支えているのはこの硬い地盤です。

なお、区内最高地点は都立戸山公園内箱根山の標高44.6m、最も低いのは飯田橋付近の4.2mです。また、新宿区役所本庁舎の標高は32.55mとなっています。

2 区の歴史

新宿は、元禄11(1698)年、高遠藩主内藤家の屋敷地の一部を上地し、甲州街道の日本橋と高井戸宿との間に置かれた新しい宿場町「内藤新宿」として拓かれ、多くの人が行き交うまちとして発展してきました。

現在の新宿区は昭和22(1947)年3月15日に、かつての四谷区・牛込区・淀橋区が統合して成立しました。このうち、四谷区と牛込区は、明治11(1878)年に誕生した東京府15区に含まれていましたが、淀橋区は当時豊多摩郡の中で淀橋町、大久保町、戸塚町、落合町に分かれていました。市街化が進むにつれ、この4町の人口が、大正9(1920)年と比較して昭和5(1930)年には62%の伸びを示すようになり、市部と郡部の行政格差が目立つようになります。このため、市部併合運動が起こり、昭和7(1932)年10月、前記4町が併合してできたのが、淀橋区です。このころになると新宿駅周辺は百貨店、映画館、劇場、カフェなどがひしめき、明治以降、山の手の新宿の繁華街として有名だった四谷、神楽坂にとって替わる一大繁華街に変ぼうを遂げていきました。

しかし、昭和20(1945)年5月から8月にかけての東京大空襲は本区の様相を一変させてしまいました。戦前華やかだった新宿駅周辺、四谷、神楽坂、高田馬場も焼野原となり、本区の大部分の地域が焼失してしまいました。戦災前、旧3区の戸数は6万3,295戸を数えていましたが、戦時中の建物疎開や戦災で5万6,459戸を失い、6,836戸を残すのみとなり、人口も戦前は約40万人近くありましたが、終戦時には約7万8,000人と減少してしまいました。

こうした混乱の中から、昭和22(1947)年3月に当時の四谷・牛込・淀橋の3区が統合し、新しい「新宿区」が誕生しました。

その後、戦後の復興によって再び高密度な市街地が形成され、昭和43(1968)年の副都心建設事業を契機に、新宿西口において大規模な土地の高度利用が実施されることとなり、超高層ビルの開発が相次ぎました。西新宿の開発は当初、民間による業務ビルやホテル建設が主体でしたが、平成3(1991)年には都庁舎も新宿に移転するなど、官公庁を含む新都心として機能が集積しました。

3 交通

新宿区は、日本一の乗降客数を誇るターミナル駅である新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅などの主要駅を抱え、鉄道や主要幹線道路などの交通網が発達しています。

鉄道は、JR線のほか、東京メトロ東西線・丸ノ内線・有楽町線・南北線・副都心線、都営地下鉄新宿線・大江戸線、西武新宿線、小田急線、京王線、都電荒川線が区内を縦横に走っており、区内のどこであっても、1km以内にいずれかの駅があります。

道路交通としては、東西方向には目白通り、新目白通り、早稲田通り、大久保通り、職安通り、靖国通り、甲州街道(国道20号線)が、南北方向には山手通り、明治通り、外苑東通り、外堀通りが伸びています。

第2節 人口

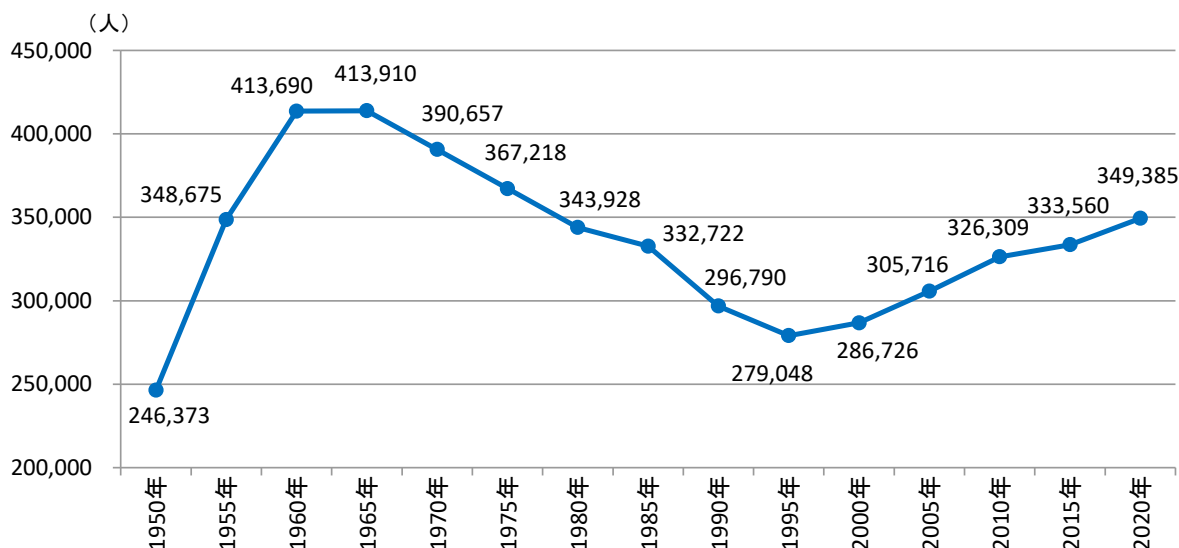
新宿自治創造研究所の人口推計より要約、一部加筆

1 新宿区の人口動向

(1) 総人口の推移

国勢調査による新宿区の総人口(各年 10 月 1 日現在)は、昭和 40(1965)年の 41.4 万人をピークに減少し、平成 7(1995)年には 27.9 万人になりました。その後、人口は増加に転じ、令和 2(2020)年は 34.9 万人となり、平成 27(2015)年(33.4 万人)に比べて、5 年間で約 1.6 万人増加しています。

図表 1-2-1-(1) 新宿区の総人口の推移 (国勢調査)



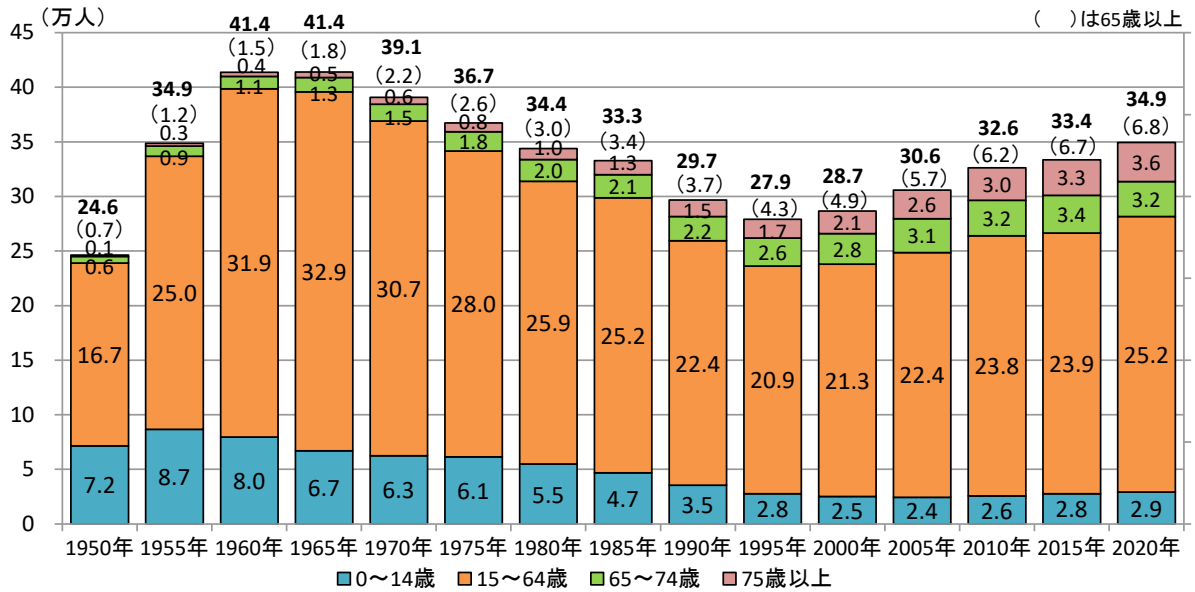
(2) 年齢区分別人口の推移

昭和 25(1950)年～令和 2(2020)年の国勢調査人口について、年齢区分別人口の推移を見ると、年少人口(0～14 歳)は昭和 30(1955)年から平成 17(2005)年まで減少してきましたが、平成 22(2010)年以降は増加しています。

生産年齢人口(15～64 歳)は昭和 40(1965)年から平成 7(1995)年まで減少してきましたが、平成 12(2000)年以降は増加しています。

高齢者人口(65 歳以上)は昭和 25(1950)年以降増加し続けています。

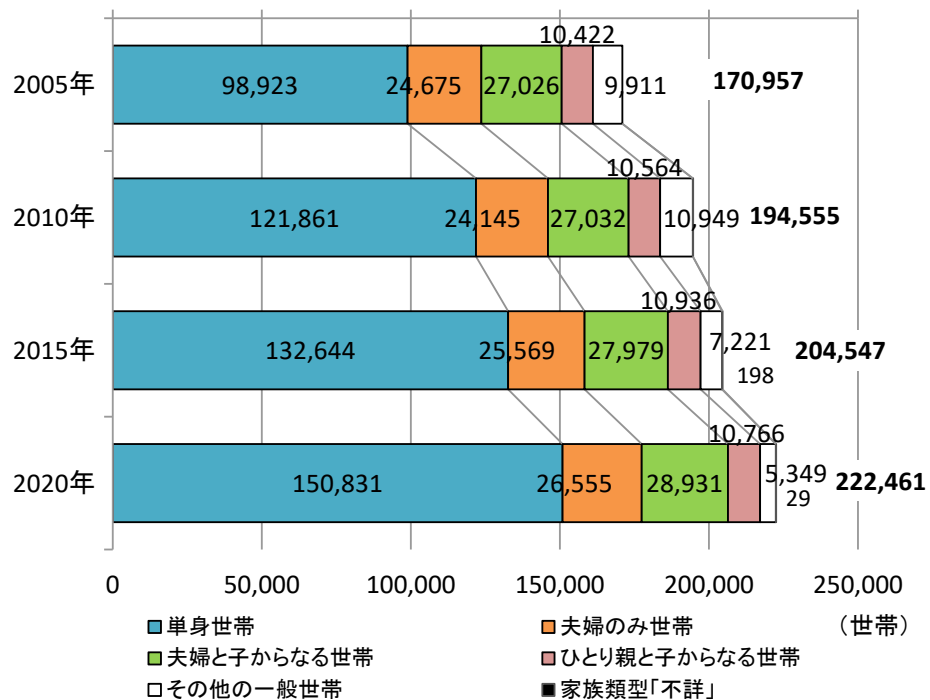
図表 1-2-1-(2) 年齢4区分別人口の推移（国勢調査）



(3) 一般世帯数の推移

国勢調査による新宿区の家族類型別一般世帯数は、令和 2(2020)年は平成 27(2015)年と比べて、単身世帯は約 1.8 万世帯増加しました。夫婦のみ世帯、夫婦と子からなる世帯はやや増加しましたが、ひとり親と子からなる世帯、その他の一般世帯の数はやや減少しました。

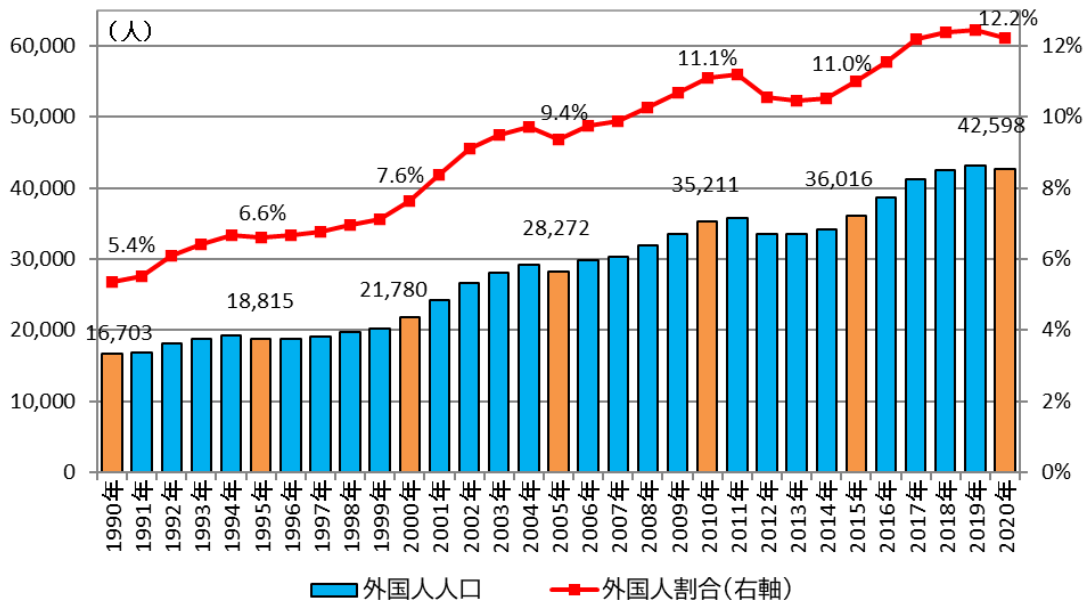
図表 1-2-1-(3) 家族類型別一般世帯数の推移（国勢調査）



(4) 外国人人口・割合の推移

ここ30年間の外国人人口(各年1月1日現在)の推移を見ると、平成2(1990)年に約1.7万人だった外国人人口はおおむね増加傾向にあり、令和2(2020)年には約4.3万人となっています。総人口に占める外国人の割合は、平成2(1990)年は5.4%でしたが、令和2(2020)年には12.2%となっています。

図表 1-2-1-(4) 外国人人口・割合の推移



2 将来推計人口

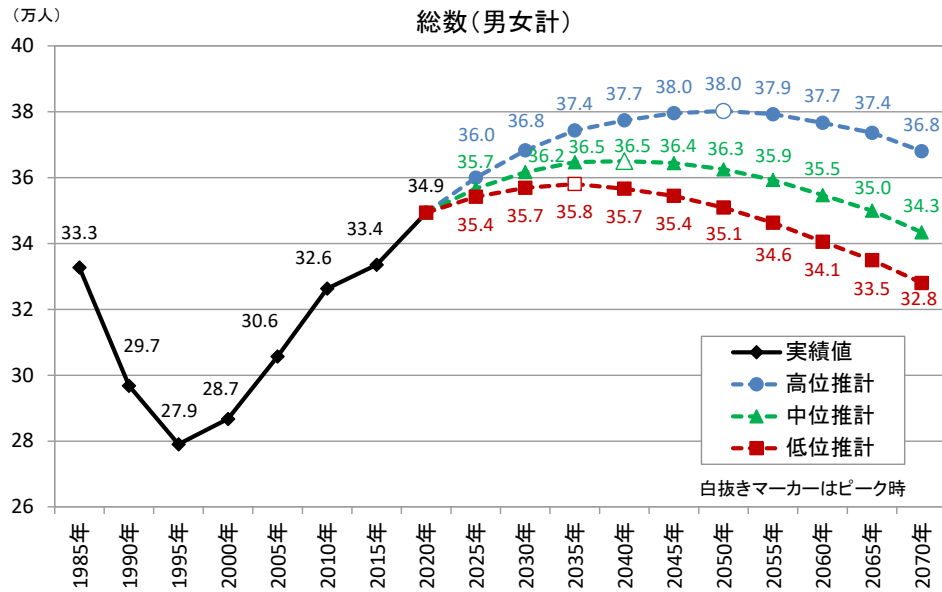
令和5(2023)年度に新宿自治創造研究所が作成した「2020年国勢調査に基づく新宿区将来人口推計」(図表 1-2-2-1 新宿区将来推計人口(総人口)の推移、人口動向の動きを低位・中位・高位の3つの仮定(シナリオ)で将来仮定値を設定)によると、高位推計は令和32(2050)年、中位推計は令和22(2040)年、低位推計は令和17(2035)年まで人口増加が続き、その後はどの推計も横ばいから減少に転じるという傾向になっており、総人口は令和52(2070)年には32~36万人台で推移する見通しです。

年齢区分別人口の将来推移(図表 1-2-2-2 年齢区分別将来推計人口の推移(中位推計))を見ると、年少人口(0~14歳)は令和2(2020)年(2.9万人)から増加し、令和22(2040)年に3.1万人でピークを迎え、その後緩やかに減少し、令和52(2070)年には2.6万人に減少する見通しです。

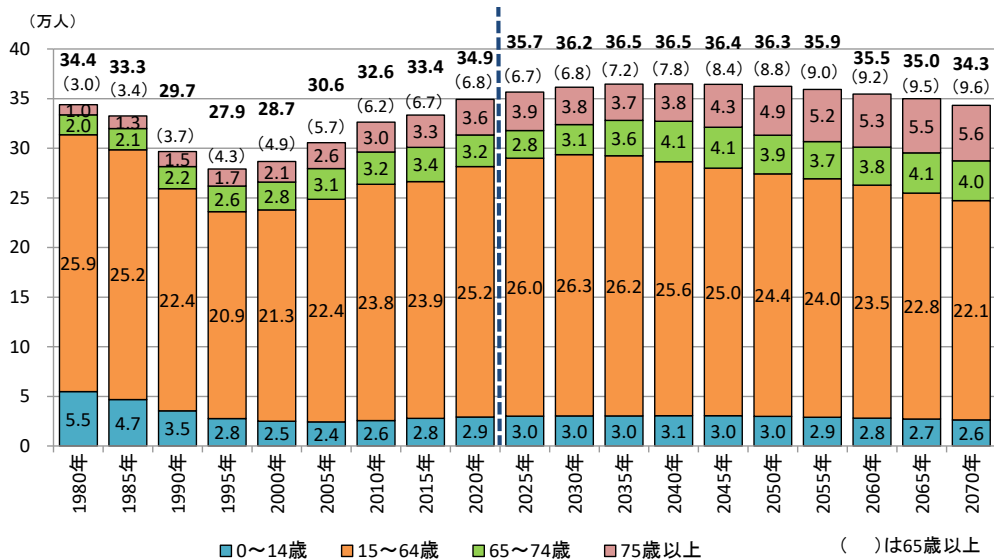
生産年齢人口(15~64歳)は令和2(2020)年(26.0万人)から増加し、令和12(2030)年に26.3万人でピークを迎え、その後減少し、令和27(2045)年は25.0万人に、令和52(2070)年には22.1万人に減少する見通しです。

高齢者人口(65歳以上)は令和2(2020)年(6.8万人)から大きく増加し、令和27(2045)年には8.4万人に、令和52(2070)年には9.6万人になり、令和2(2020)年の約1.4倍となる見通しです。特に、75歳以上の増加が著しくなっています。

図表 1-2-2-1 新宿区将来推計人口(総人口)の推移



図表 1-2-2-2 年齢区分別将来推計人口の推移(中位推計)



このように、少子高齢化の進展とそれに伴う年齢構成のバランスの変化や新宿区の特徴である単身化の進行により、行政サービスや地域社会全般への影響が想定されます。今後の人口動態の変化により、将来必要となる公共サービスにおける質と量は大きく変化する可能性があることから、現在の区民ニーズだけでなく、将来の変化に対しても柔軟に対応できるよう取り組むことが求められます。

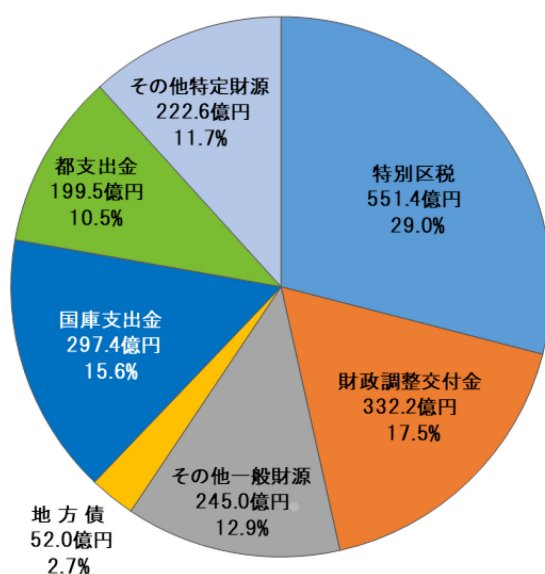
第3節 財政状況

「新宿区の財政について～新宿区財政白書～」(令和7年11月)より要約、一部加筆

1 歳入

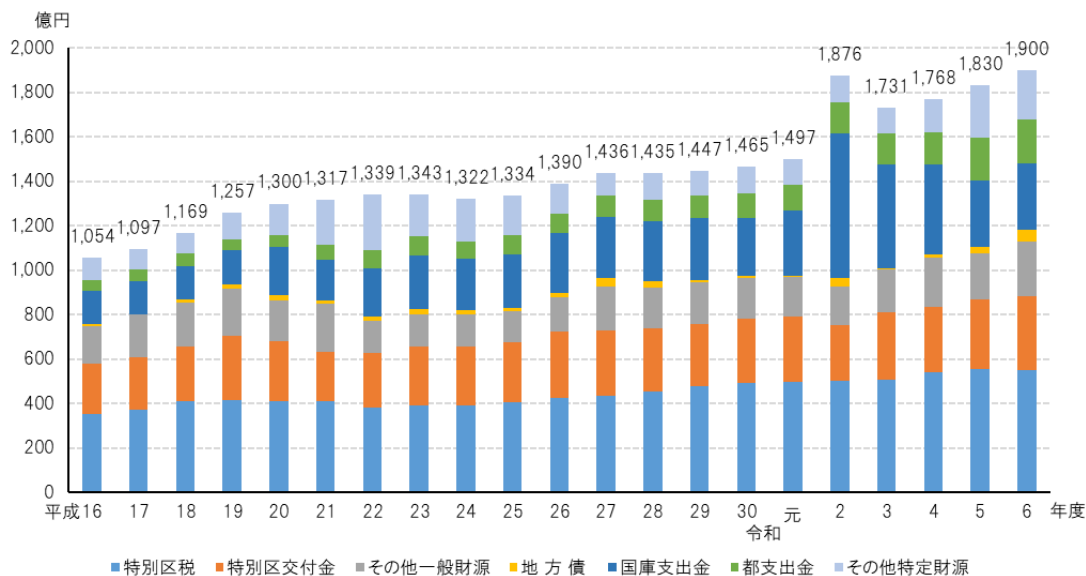
新宿区の歳入は令和6(2024)年度決算で1,900億円となっており、内訳としては、特別区税が29.0%、財政調整交付金が17.5%などとなっています。また、歳入の推移を見ると、平成16(2004)年度以降は増加傾向が続いています。

図表 1-3-1-1 歳入の内訳(令和6年度決算)



※ 端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が100とはならない場合があります。

図表 1-3-1-2 歳入の推移

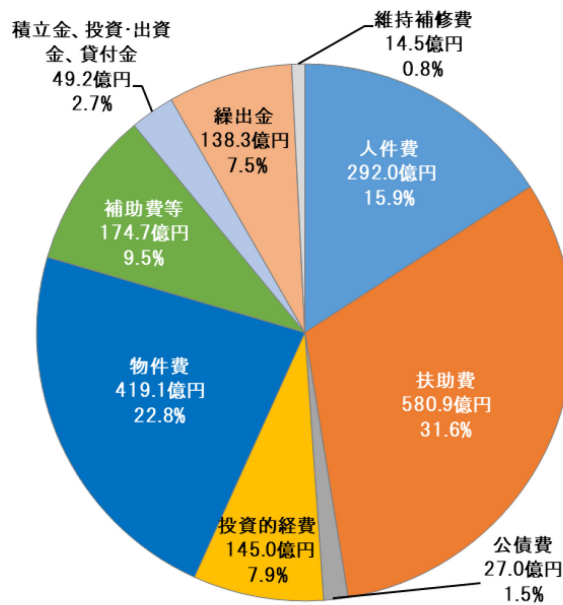


2 歳出

(1) 歳出の内訳と推移

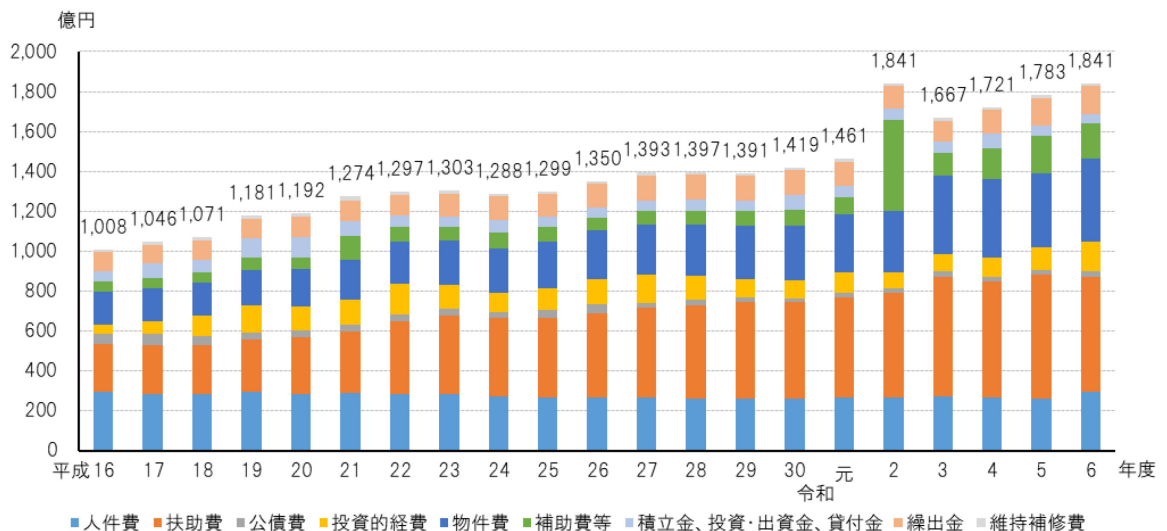
新宿区の歳出は、令和6(2024)年度決算で1,841億円となっています。内訳を見ると、義務的経費である人件費、扶助費、公債費の合計が48.9%と約半分を占めています。また、歳出の推移を見ると、平成16(2004)年度以降は増加傾向が続いており、特に近年は扶助費の伸びが顕著になっています。

図表 1-3-2-(1)-1 歳出の内訳(令和6年度決算)



※ 端数処理(四捨五入)の関係で、構成比の合計が100とはならない場合があります。

図表 1-3-2-(1)-2 歳出の推移



(2) 性質別経費の推移

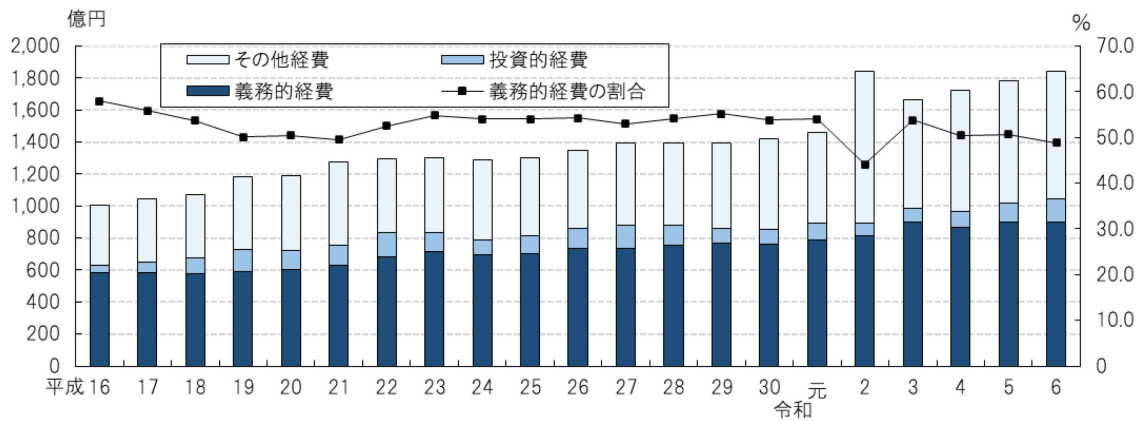
性質別経費の推移を見ると、人件費や扶助費、公債費などの義務的経費が増加傾向となっているものの、歳出に占める割合は、令和元(2019)年度以降は減少傾向となっています。なお、令和6(2024)年度は義務的経費が物価高騰対策臨時給付金給付事業の減などにより、3億円減の900億円となったことにより、歳出総額に占める義務的経費の割合は48.9%、前年度比1.8ポイントの減となりました。

一方、投資的経費は、平成18(2006)年度から平成28(2016)年度までは、まちづくり事業の進捗等により概ね100億円を上回る金額で推移していましたが、それ以降は100億円前後で推移しています。令和6(2024)年度は牛込第一中学校等の建設に伴う用地買収の実施などにより、前年から32億円増の145億円となりました。

図表 1-3-2-(2)-1 性質別経費の推移

年度	義務的経費 (億円)	投資的経費 (億円)	その他経費 (億円)	歳出合計 (億円)	歳出に占める義務 的経費の割合(%)	歳出に占める投資 的経費の割合(%)
平成16	585	45	378	1,008	58.0	4.5
平成17	585	66	395	1,046	55.9	6.3
平成18	575	101	395	1,071	53.7	9.4
平成19	592	139	450	1,181	50.1	11.8
平成20	602	123	467	1,192	50.5	10.3
平成21	630	126	518	1,274	49.5	9.9
平成22	681	156	460	1,297	52.5	12.0
平成23	714	117	472	1,303	54.8	9.0
平成24	696	91	500	1,288	54.1	7.1
平成25	703	110	486	1,299	54.1	8.4
平成26	733	126	491	1,350	54.3	9.3
平成27	738	145	510	1,393	53.0	10.4
平成28	757	120	520	1,397	54.2	8.6
平成29	767	90	534	1,391	55.2	6.5
平成30	764	90	565	1,419	53.8	6.3
令和元	790	103	568	1,461	54.1	7.0
令和2	812	84	945	1,841	44.1	4.6
令和3	897	90	680	1,667	53.8	5.4
令和4	869	98	754	1,721	50.5	5.7
令和5	903	113	767	1,783	50.7	6.3
令和6	900	145	796	1,840	48.9	7.9

図表 1-3-2-(2)-2 性質別経費の推移



【性質別経費について】

「義務的経費」とは、その支出が義務づけられ任意に削減できない経費で、職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び特別区債の元利償還等の公債費が含まれます。「投資的経費」とは、道路、学校、各種公共施設の用地の取得や建設事業など社会資本の整備に要する経費です。「その他経費」は、これら以外のもので、物件費(物品購入費、賃借料、委託料等)・維持補修費・補助費等・積立金・投資及び出資金・貸付金・繰出金が含まれます。

歳出総額に占める義務的経費の割合が高いと、財政構造は弾力性が乏しくなり、区が自主的な事業を行うことが難しくなります。義務的経費の歳出総額に占める割合は、大規模な投資的事業などのあった年度には相対的に下がります。(「新宿区財政白書」より引用)

(3) 職員数と人件費の推移

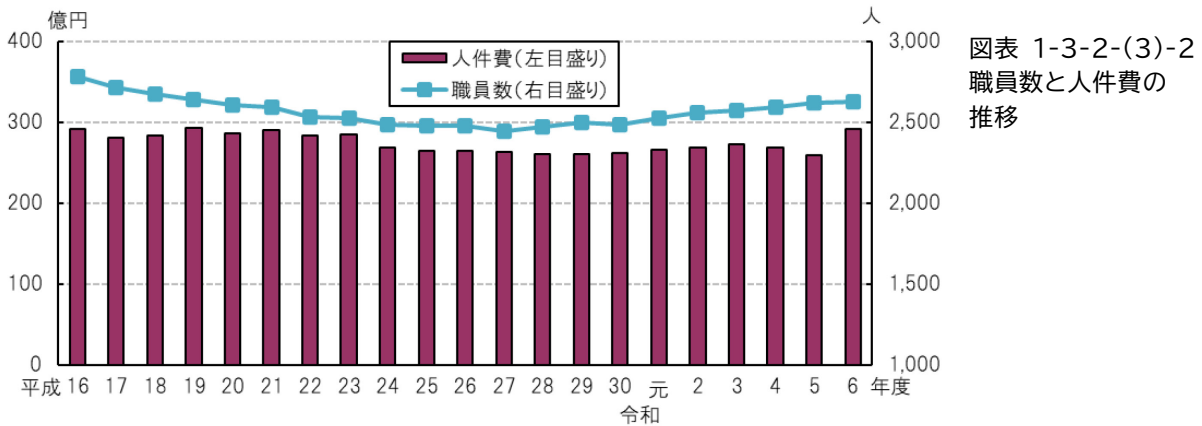
新宿区は、平成7(1995)年の「財政非常事態宣言」以降、定員適正化に継続して取り組んでいます。これまでの間、業務委託等の活用や事務事業の見直しなどによって定員の適正化を図り、人件費の圧縮に努めてきました。一方で、新たな行政需要への対応などのため、必要な人員の確保を行ってきたところです。今後も、安全で安心な区民生活を支えるため、多様化・複雑化した行政需要に適切に対応するとともに、業務手順や執行体制の見直し、デジタル化による業務の改善、公民連携の推進を進め、効果的・効率的な執行体制の実現に努めていきます。

図表 1-3-2-(3)-1 職員数と人件費の推移

年度	人件費 (億円)	職員数 (人)	年度	人件費 (億円)	職員数 (人)
平成16	292	2,784	平成21	290	2,595
平成17	281	2,716	平成22	283	2,535
平成18	283	2,671	平成23	285	2,522
平成19	293	2,637	平成24	269	2,487
平成20	286	2,604	平成25	264	2,478

年度	人件費(億円)	職員数(人)
平成 26	264	2,477
平成 27	263	2,444
平成 28	260	2,471
平成 29	261	2,495
平成 30	262	2,485
令和元	266	2,524

年度	人件費(億円)	職員数(人)
令和 2	268	2,556
令和 3	273	2,571
令和 4	268	2,591
令和 5	259	2,618
令和 6	292	2,625



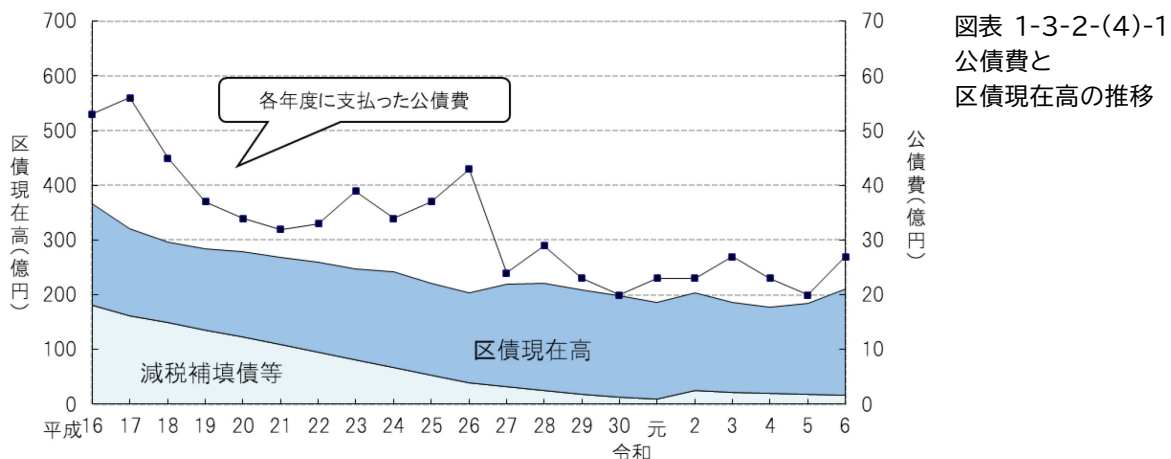
(4) 公債費と区債現在高の推移

公債費とは、区が学校の建設や道路を整備するなどの社会資本の整備に充てるために借り入れた区債(借入金)を返済する費用のことです。

区債を適切に活用することで、各種の社会資本を円滑に整備することができ、区民生活の向上を図ることができますが、借入金である以上は、必ず決まった金額を毎年返済しなければなりません。

また、度重なる減税の影響による減収への対応として、平成16(2004)年度までの間、これを補うために減税補填債などを発行することで、財源の確保に努めてきました。

令和6(2024)年度の公債費は、自転車通行空間の整備に伴う区債の満期一括償還などにより、前年度と比べて7億円増の27億円となりました。また、区債現在高は牛込第一中学校等の建設に伴う用地買収などによって、前年度と比べて26億円増の211億円となっています。



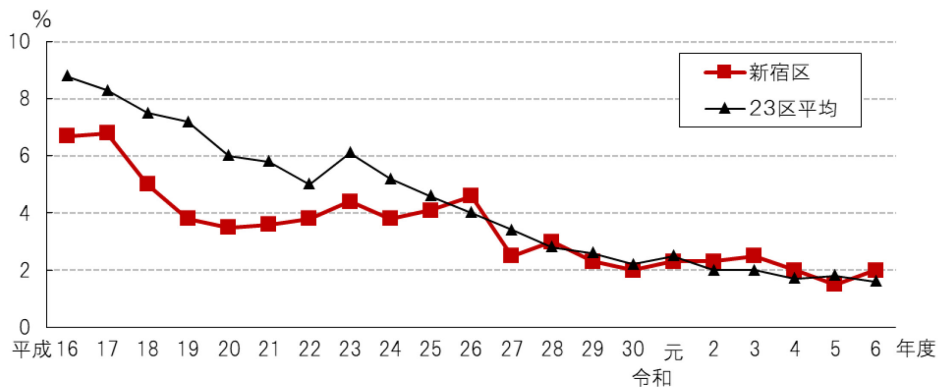
下図に示す公債費負担比率は、公債費充当一般財源等(地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源等)の一般財源総額に対する割合を示す指標です。公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するものです。

令和6(2024)年度決算では、区債の満期一括償還等により、23区平均を0.4ポイント上回っています。

図表 1-3-2-(4)-2 公債費負担比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成 16	6.7	8.8
平成 17	6.8	8.3
平成 18	5.0	7.5
平成 19	3.8	7.2
平成 20	3.5	6.0
平成 21	3.6	5.8
平成 22	3.8	5.0
平成 23	4.4	6.1
平成 24	3.8	5.2
平成 25	4.1	4.6
平成 26	4.6	4.0
平成 27	2.5	3.4
平成 28	3.0	2.8
平成 29	2.3	2.6
平成 30	2.0	2.2
令和元	2.3	2.5
令和 2	2.3	2.0
令和 3	2.5	2.0
令和 4	2.0	1.7
令和 5	1.5	1.8
令和 6	2.0	1.6

図表 1-3-2-(4)-3 公債費負担比率の推移



3 基金残高の推移

新宿区は、年度間の財源調整を図るための財政調整基金や特定の事業に充てるための特定目的基金など、令和6(2024)年度末現在18の基金を設置していました。

なお、令和7(2025)年度には、庁舎の整備に係る資金に充てるため、庁舎整備基金を新たに設置し、令和7(2025)年度末時点では19の基金を設置しています。

基金全体の残高は、平成20(2008)年度には608億円に達しましたが、平成21(2009)年度以降は、景気後退の影響による一般財源の減収などにより、財政調整基金の取崩しを行ったため、基金全体の残高が平成25(2013)年度には、平成20(2008)年度の約57%にまで減少し

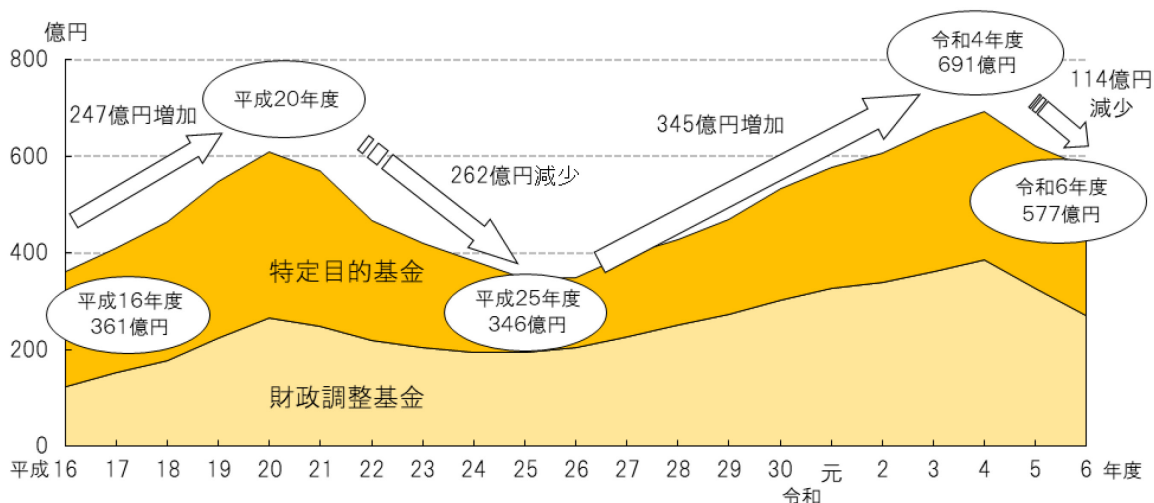
ました。その後、区税収入の好調な時期に積極的に積立てを行い、令和4(2022)年度には691億円にまで達しました。

令和6(2024)年度は、一般財源収入が増となった一方で、令和5(2023)年度と同様に、物価高騰対策や地域経済活性化への対応として、区民や事業者への支援に積極的に取り組んだ結果、財政調整基金を80億円取り崩しました。その結果、令和6(2024)年度末の財政調整基金残高は271億円で、前年度と比べ56億円の減、また基金全体の残高は43億円減の577億円となりました。

図表 1-3-3-1 基金残高の推移 (億円)

年度	財政調整基金	特定目的基金	基金残高
平成 16	124	237	361
平成 17	152	258	410
平成 18	177	286	463
平成 19	224	324	548
平成 20	264	344	608
平成 21	247	323	570
平成 22	218	249	467
平成 23	204	215	419
平成 24	193	191	384
平成 25	194	152	346
平成 26	203	146	349
平成 27	226	169	395
平成 28	251	177	428
平成 29	272	197	469
平成 30	303	229	532
令和元	326	250	576
令和 2	339	268	607
令和 3	360	296	656
令和 4	386	305	691
令和 5	327	293	620
令和 6	271	306	577

図表 1-3-3-2 基金残高の推移



4 経常収支比率の推移

経常収支比率は、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や物件費など毎年度決まって支出される経常的経費に、区税や特別区交付金など毎年度入ってくる経常的な収入のうち、その使

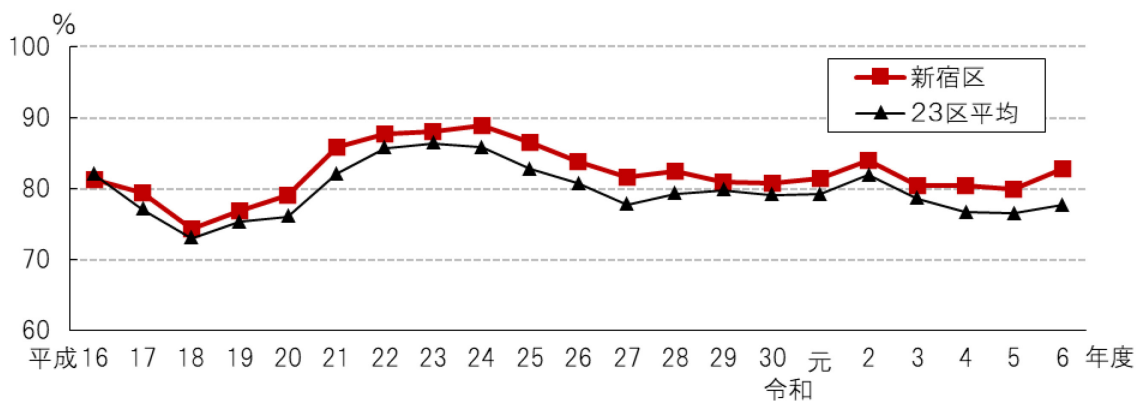
途が限定されずに使える経常一般財源等がどの程度充当されているかによって財政構造の弾力性を測定しようとする指標です。経常収支比率が低ければ、その自治体の財政構造には弾力性があり、それだけ政策的な課題に柔軟に対応できることとなります。一方、経常収支比率が高くなると財政面での機動的な対応に支障が生じることとなります。

新宿区は 82.8%(令和6(2024)年度)と、一般的な適正水準と言われる70~80%を超えているほか、23区平均よりも高い数値となっています。

図表 1-3-4-1 経常収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成 16	81.3	82.0
平成 17	79.4	77.1
平成 18	74.4	73.0
平成 19	76.8	75.3
平成 20	79.1	76.1
平成 21	85.8	82.1
平成 22	87.8	85.7
平成 23	88.1	86.4
平成 24	88.9	85.8
平成 25	86.5	82.8
平成 26	83.9	80.7
平成 27	81.7	77.8
平成 28	82.5	79.3
平成 29	80.9	79.8
平成 30	80.8	79.1
令和元	81.5	79.2
令和 2	84.0	81.9
令和 3	80.5	78.6
令和 4	80.4	76.7
令和 5	80.0	76.5
令和 6	82.8	77.7

図表 1-3-4-2 経常収支比率の推移

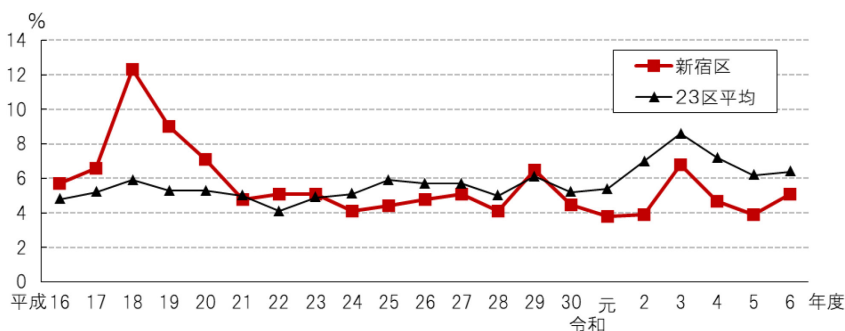


5 実質収支比率の推移

実質収支比率は財政運営上の黒字・赤字という実質収支額を標準財政規模に対する比率で表したものであり、一般的には、概ね3~5%の範囲であれば財政運営が適正であると言われています。

図表 1-3-5-1 実質収支比率の推移 (%)

年度	新宿区	23区平均
平成 16	5.7	4.8
平成 17	6.6	5.2
平成 18	12.3	5.9
平成 19	9.0	5.3
平成 20	7.1	5.3
平成 21	4.8	5.0
平成 22	5.1	4.1
平成 23	5.1	4.9
平成 24	4.1	5.1
平成 25	4.4	5.9
平成 26	4.8	5.7
平成 27	5.1	5.7
平成 28	4.1	5.0
平成 29	6.5	6.1
平成 30	4.5	5.2
令和元	3.8	5.4
令和 2	3.9	7.0
令和 3	6.8	8.6
令和 4	4.7	7.2
令和 5	3.9	6.2
令和 6	5.1	6.4



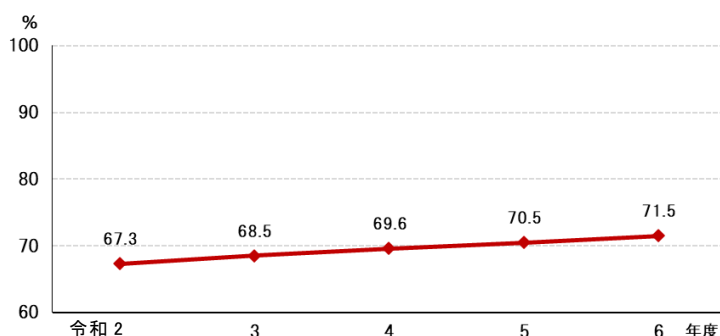
図表 1-3-5-2 実質収支比率の推移

6 有形固定資産減価償却率の推移

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち土地等の非償却資産を除く償却資産(建物・工作物等)の取得価額に対する減価償却累計額の割合のことであり、耐用年数に対して資産の取得からどの程度時間が経過しているのかを示す指標です。

新宿区における有形固定資産減価償却率は71.5%(令和6(2024)年度)となっており、全体として、有形固定資産の取得から時間が経過している施設が多いことが分かります。

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{償却資産(建物・工作物等)の減価償却累計額}}{\text{償却資産(建物・工作物等)の取得価額}}$$



図表 1-3-6 有形固定資産減価償却率の推移